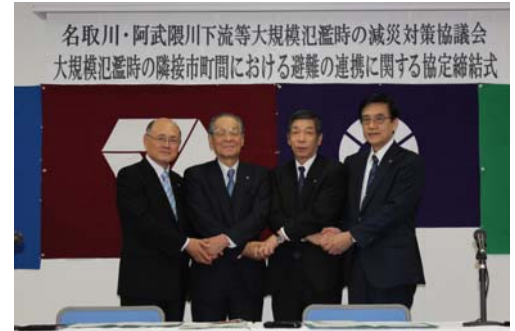


広域連携の取組状況について

丸森町

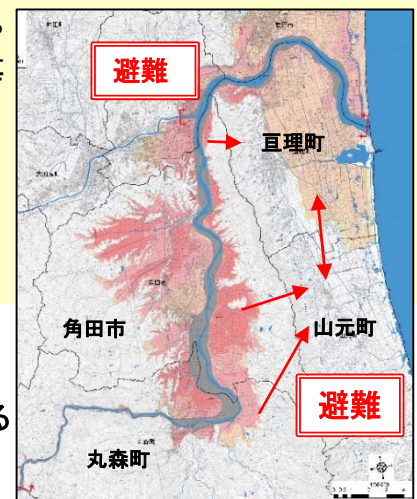
大規模氾濫時の隣接市町間における避難の連携に関する協定締結式(H30.3.29)

東北初の取組みとして、阿武隈川沿川において大規模な氾濫が発生した場合に、地域住民の安全な避難を図るため、隣接する市町間が相互援助を円滑に行うための協定について、大規模氾濫時の減災対策協議会を構成する角田市・丸森町・亶理町・山元町が締結。



【背景・概要】

- ✓ 大規模氾濫時には、長期間で、広範囲かつ非常に深い浸水の発生が想定されており、市町で指定した避難所が活用出来ない可能性がある。
- ✓ 上記課題を解決するにあたり、「名取川・阿武隈川下流等大規模氾濫時の減災対策協議会」のメンバーであり、隣接する4市町による対応検討を行った。
- ✓ 避難場所の相互援助については、協定市町間で、可能な限り援助活動を行う。



想定最大規模降雨による
洪水浸水想定区域

隣接市町長間で協定を締結しておくことにより、隣接市町からの避難者受け入れに掛かる手続きの円滑化につながり、地域住民の安心かつ早めの避難が可能となる。

【検討状況】

第3回隣接市町間の避難計画策定に向けたプロジェクト会議 (H30.7.17)

○隣接市町間避難者の受け入れ体制等について

《課題・意見等》

- ・他の市町へ避難が必要な地区単位での一次避難の整理(人数、避難誘導、受け入れ避難所など)を行う。
- ・避難指示発令等の情報を避難先の市町への情報提供が必要。(避難所開設等準備のため)
- ・避難ルートとして、対岸への避難が困難と想定されるため、協定にない市町との調整が必要になる可能性がある。

《今後の展開》

- ・各市町の洪水時に使用できる避難所の位置関係、エリア毎の避難実態を想定し、避難所先等の検討を進める。



▲ プロジェクト会議開催状況



大規模氾濫時の隣接市町間における避難の連携に関する協定書

宮城県角田市、宮城県丸森町、宮城県亘理町及び宮城県山元町（以下「協定市町」という。）は、大規模な水害時の市町境を越えた避難行動（以下「隣接市町間の避難」という。）に係る協定に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、阿武隈川下流沿川区域において大規模な氾濫が発生した場合または発生する恐れがある場合、協定市町は各自の指定緊急避難場所への誘導が困難と判断するときは、当該区域に居住する住民の安全な一時避難を図るため、協定市町内の指定緊急避難場所の利用にかかる相互援助を円滑に行う事を目的として必要な事項を定めるものとする。

（連絡担当課及び連絡調整員）

第2条 協定市町は、隣接市町間の避難に関する連絡担当課等を定めるとともに、あらかじめ連絡調整にあたる職員を設けるものとする。

（情報収集及び伝達）

第3条 連絡担当課は、大規模な氾濫が発生した場合、または発生する恐れがある場合における住民避難に関し、避難勧告等の発令状況を速やかに、相互に伝達するものとする。

（連絡調整員の派遣）

第4条 協定市町は、必要があると認めるときは、被災した協定市町の災害対策本部に職員を連絡調整員として派遣することができる。

（避難場所の相互援助）

第5条 指定緊急避難場所の相互援助については、協定市町が定める地域防災計画の範囲内において、可能な限り援助活動を行うものとする。

（相互援助の内容及び範囲）

第6条 援助の内容は、次のとおりとする。

- （1）協定市町内の指定緊急避難場所の相互利用
- （2）指定緊急避難場所の状況や避難者の把握のほか、必要となる情報の収集及び提供
- （3）被災者の一時収容のための施設の提供及び斡旋
- （4）援助物資の調達及び提供
- （5）前各号に定めるもののほか特に必要となる事項

（援助の要請）

第7条 協定市町は、援助を受けようとする場合、次の各号の事項を明らかにして、別紙災害援助要請書により要請する。ただし緊急を要する場合は、電話等により要請できるものとする。

- (1) 被害状況及び避難勧告等の発令状況
- (2) 援助の期間
- (3) その他、援助を必要とする事項等

(援助の経費負担)

第8条 援助に要する経費の負担は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、次のとおりとする。

- (1) 職員派遣に要する経費は、援助を行う協定市町が負担する。
- (2) 前号に掲げるもののほか、援助物資の調達その他援助に要する経費は援助を受ける協定市町が負担する。

(情報の交換及び周知)

第9条 協定市町は、この協定に基づく援助が円滑に行われるよう必要に応じ情報交換を行うと共に、平時から協定市町相互の指定緊急避難場所の所在及び利用について周知を図るものとする。

(補則)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、協定市町がその都度協議し定める。

(適用)

第11条 この協定は、平成30年3月29日から適用する。

この協定の締結を証するため、本協定書4通を作成し、協定市町の市町長が記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成30年3月29日

宮城県角田市長

宮城県丸森町長

宮城県亘理町長

宮城県山元町長